

出雲 いきいき子ども ハンドブック

子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも



Contents

ページ

- 02 … はじめに
いきいき子どもプラン（概要版）
いきいき子どもプランの基本的視点
- 03 … いきいき子どもプランの全体像
- 04 … いきいき子どもプランの内容
- 06 … 出雲市の子ども・子育て支援の取組み
子ども・子育て支援の一覧
- 08 … 妊娠・出産に関するあれこれ
- 10 … 保育所・幼稚園・認定子ども園の利用
- 14 … 小学校就学前の子育てサポート
- 18 … 小学校就学後の子育てサポート
- 20 … その他の子育て支援
- 21 … 主な相談先
- 22 … 子育てマップ
- 24 … 出雲市役所連絡先一覧

はじめに

平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

このハンドブックでは、新制度のスタートにあたって策定した「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」の概要と、出雲市の子ども・子育て支援の取組みについて紹介します。

→ 「いきいきこどもプラン」はこちら



いきいきこどもプラン（概要版）

子育て中の保護者を対象にしたアンケート調査の結果に基づいて「いきいきこどもプラン」を策定しました。今後、このプランに基づいて幼児期の学校教育・保育の量の拡充や質の向上を進めるとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。

プランの期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。必要がある場合は平成 29 年度をめぐりに計画を見直します。

→ アンケート調査結果はこちら



出雲市子ども・子育て会議を開いています

子育て中の保護者、有識者や事業者等を委員とする「出雲市子ども・子育て会議」を設置し、プランの策定をはじめ、市の子ども・子育て支援について議論してきました。

今後もプランの進行管理など、市の子ども・子育て支援のための議論を続けていきます。

いきいきこどもプランの基本的視点

1. 子どもの最善の利益の実現という視点

- 子どもの幸せを第一に考えます。
- 全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現されるための取組みを進めます。

2. 子育てをすすめる保護者支援・保護者の自立という視点

- 男女がお互いに協力して子育てに関わるという観点から取組みを進めます。
- 保護者として子育てに責任をもち、主体的に子育てに関わっていく意識づくりをしていくという視点から取組みを進めます。

3. 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

- 家庭、地域、企業、関係機関、行政をはじめ社会全体が様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携し協力して取り組みます。
- 全ての子どもと家庭への支援という視点から取り組みます。

いきいきこどもプランの全体像

めざす姿と基本理念

＜めざす姿＞ **子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも**
明日のいずもを担う子どもが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら
自分自身で未来をひらく力を身につけられるまちづくり

＜基本理念＞ **子育てに喜びを実感できる社会の実現**

「子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる社会の実現」をめざします

施策の体系

基本施策

基本目標Ⅰ
育児力・教育力の向上

- 保護者の育児力の向上
- 家庭や地域の教育力の向上
- 次代の親の育成

基本目標Ⅱ
親子の心とからだの健康づくり

- 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 健やかな発育・発達を支える
- 基本的な生活習慣の確立支援

基本目標Ⅲ
子どもの育ちを支える保育・教育の推進

- 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実
- 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える
- 子どもの健康・体力づくり
- 子どもの生きる力の育成

基本目標Ⅳ
仕事と子育ての両立支援

- 子育てに関する多様な支援の充実
- ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し
- 男女共同参画社会の推進

基本目標Ⅴ
子育てを応援する地域づくり

- 地域における子育て支援
- 児童虐待防止対策の充実
- 子どもの健全育成
- ひとり親家庭等の自立支援の推進

いきいきこどもプランの内容

基本目標Ⅰ 育児力・教育力の向上

1. 保護者の育児力の向上

- ▶ 育児に不安を抱える保護者への相談体制の充実や子育ての仲間づくりの支援、地域の子育てサポーターの養成・配置など、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

2. 家庭や地域の教育力の向上

- ▶ 家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。
- ▶ 豊かな自然環境や地域の教育・保育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実します。

3. 次代の親の育成

- ▶ 家庭や子育てにおいて男女が互いに協力しあう意識の育成や、子どもを生み育てることの尊さが理解できるよう中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会の場づくりを推進します。

基本目標Ⅱ 親子の心とからだの健康づくり

1. 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

- ▶ 妊娠期を安心して過ごすため、妊娠届出時の相談や妊娠期の教室を充実するとともに、妊婦・乳児健康診査の経費の負担軽減を継続し、親子の健康管理に努めます。
- ▶ 乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談に対応しながら、地域の子育て支援情報の提供、子育てサロン等の紹介などにより地域へのつながりを行います。

2. 健やかな発育・発達を支える

- ▶ 子どもの健やかな成長と発達を支えるため、乳幼児健診等を充実し、疾病の早期発見・治療へのつながりだけでなく、子育て支援や児童虐待予防の視点から事業を推進します。

3. 基本的な生活習慣の確立支援

- ▶ 望ましい生活習慣をつくるため、早寝早起きの生活リズムの確立、メディア対策など、乳幼児期から思春期までライフサイクルに応じた学習の機会や情報提供を充実します。
- ▶ 食の知識や食の大切さへの理解を深めるための取り組みを推進します。

基本目標Ⅲ 子どもの育ちを支える保育・教育の推進

1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実

- ▶ 全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられるよう、保育内容や幼児教育の充実を図ります。

2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える

- ▶ 早期から発達の支援が必要な子どもを支えるため、子どもの成長の段階に応じた支援を、身近な地域で提供できる体制の整備を図ります。
- ▶ 相談支援体制の充実を図るとともに、地域への啓発や関係機関との連携・協力体制の構築により施策の推進を図ります。

3. 子どもの健康・体力づくり

- ▶ 学校における食育の推進と体力づくりの取り組みを進めます。

4. 子どもの生きる力の育成

- ▶ 生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人間性豊かな子どもの育成のため、豊かな自然環境や地域の教育資源を活用して、体験的に学ぶ機会の充実を図ります。

基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立支援

1. 子育てに関する多様な支援の充実

- ▶ 延長保育、休日保育、夜間保育、一時保育、病児・病後児保育、幼稚園預かり保育等、多様な保育ニーズに対応する、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めます。
- ▶ 計画的に施設の拡充を図るなど、地域の実情を考慮しながら放課後児童クラブの充実に努めます。
- ▶ 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経費の負担軽減に努めます。

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

- ▶ 男性も女性も仕事と子育てなどの家庭生活のバランスがとれるよう、事業所等への普及啓発に取り組みます。

3. 男女共同参画社会の推進

- ▶ 家庭、地域、教育現場等における男女共同参画を推進するとともに、男女間のあらゆる形態の暴力の根絶に努めます。

基本目標Ⅴ 子育てを応援する地域づくり

1. 地域における子育て支援

- ▶ 全ての子育て家庭のための支援として、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業の充実、保育所・幼稚園・認定こども園での子育て支援機能の充実を図ります。

2. 児童虐待防止対策の充実

- ▶ 児童虐待防止の広報・啓発を強化するとともに、児童虐待の予防と早期発見・早期対応のための児童相談体制の充実・強化、関係機関との連携による支援ネットワークの拡充に向けた取り組みを進めます。

3. 子どもの健全育成

- ▶ 豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実します。
- ▶ 地域で子どもを見守り育成する活動の推進を図ります。
- ▶ 放課後子ども教室の計画的な整備を推進するとともに、地域の実情に応じて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化又は連携を促進します。

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ▶ 生活支援や就労支援の充実、相談機能等の充実により、ひとり親家庭等が経済面や生活面で安定した生活が送れる環境づくりに努めます。

出雲市の子ども・子育て支援の取組み

出雲市では、さまざまな子ども・子育て支援に取り組んでいます。



子ども・子育て支援の一覧

妊娠～18歳の年齢別サポート一覧（主なもの）

妊娠初期	妊娠中期	妊娠後期	0歳	1か月	2か月	3か月	4か月	9～10か月	1歳	1歳6か月	2歳	3歳	4歳	5歳	小学校 1～3年生	小学校 4～6年生	中学生	高校生
○妊娠の届出・母子健康手帳の交付			○出生届(誕生日から14日以内) ○国民健康保険の加入(誕生日から14日以内)															
○思いやり駐車場の利用証交付(妊娠7か月～)																		
○しまね子育て応援パスポート「こころ」(プレママカード)交付(第1子妊娠の場合のみ)																		
			○しまね子育て応援パスポート「こころ」(子育て家庭用)															
			○出産育児一時金(申請期限)															
			○児童手当															
			○乳幼児等医療費助成(～就学前まで)															
			○未熟児養育医療															
			☆産科医療補償制度(申請期限)															
			○認可保育所、認定こども園(各種保育サービス:乳児保育・延長保育・休日保育・一時保育・障がい児保育)															
			☆認可外保育施設															
			○病児・病後児保育(小学校6年生まで)															
			○ファミリー・サポート・センター															
			○子育て短期支援事業															
			○幼稚園(預かり保育あり)															
			○児童クラブ															
			○赤ちゃんのお世話教室(妊娠7か月～9か月)															
			☆マタニティアクア															
			☆両親学級															
			○子育て支援センター															
			○子育てサークル・ひろば															
			○離乳食教室															

○…出雲市の行政サービス、または、問い合わせ先が出雲市役所の事業
 ☆…出雲市の行政サービスではなく、問い合わせ先が出雲市役所ではない事業

子育て応援サイト ママフレ

出雲市の行政サービス情報や子育て関連施設・窓口など、子育てに必要な情報をWEBサイトで紹介しています。スマートフォンからご覧になれます。

→ 子育て応援サイト「ママフレ」はこちら



子育てべんり帳

子育てに関する出雲市の施策を紹介するホームページです。妊娠中から始まり、お子さんの年齢に応じた各種のサポートを目的別に掲載しています。

→ 子育てべんり帳はこちら



妊娠・出産に関するあれこれ ～婚姻届を出されたみなさまへ～

ライフプランをたてましょ

健康で充実した人生を送るためには、自分自身の心やからだの“成長”や“変化”について正しい知識を身につけ、おおまかな目標・計画＝ライフプランをたてることをおすすめします。

20～30歳代は、勉強や仕事や趣味そして家庭をもったり、社会の中での役割が充実する時期です。

また、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどあなたとパートナーがライフプランをたてる中で考えておきましょう。

→ 厚生労働省パンフレット

「知っていますか？ 男性のからだのこと、女性のからだのこと」

厚生労働省 知っていますか？男性のからだのこと、女性のからだのこと

検索



まずは健康づくりからはじめましょ

◎適度な運動を続けましょ

◎生活リズムを整え、バランスの取れた食事を3食たべましょ

◎たばこはやめましょ。お酒の飲みすぎや習慣化に注意ましょ

◎健康診断を受けましょ

・加入している医療保険で健康診断を行っています。健康診断の方法を確認して受診ましょ。

※国民健康保険加入の20歳～39歳の方は出雲市が行う若年齢層健診を受診ましょ。

国民健康保険加入の40歳以上の方は、特定健診のご案内をします。

◎子宮頸がん検診を受けましょ

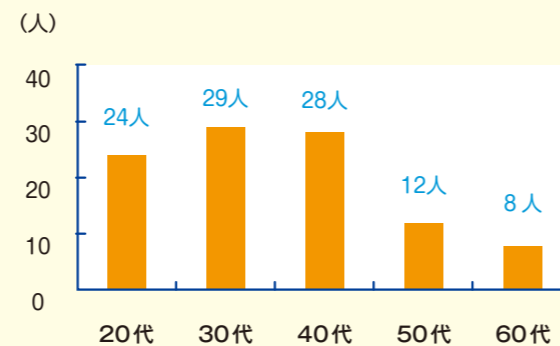
・細胞診とHPV検査の両方受けましょ。どちらも陰性の場合、次回受診は3年後になります。

・HPV（ヒト・パピローマ・ウイルス）は性交経験のある女性なら一度はかかる、ありふれたウイルスです。

感染しても多くの場合は自然消滅しますが、約1割は感染が長期化し、がんになる可能性があります。

30代が最も多い！！

島根県で新たに子宮頸がんにかかった人数（2012年）



資料：島根県子宮頸がん登録
島根県産婦人科医会提供

妊娠に関する助成

市では、不妊症治療費および不育症治療費の助成を行っています。対象治療等、詳しくはかかりつけの産婦人科医におたずねください。

妊婦に対する健康診査

妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を一定額公費負担します。

詳しくは妊娠届出時に説明します。

乳児家庭全戸訪問

① 保健師・助産師訪問

産後に、新生児・乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師または助産師が訪問し、発育状況の確認、保護者の健康・育児相談等を行います。

② あかちゃん声かけ訪問

おおそ4か月頃までの乳児のいるすべての家庭を対象に、あかちゃん声かけ訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行います。

～妊娠・出産期の教室など～

【赤ちゃんのお世話教室】

- 対象 / 妊娠7～9か月の妊婦とその家族
※要予約（予約枠を超えれば抽選となります）
- 内容 / 沐浴の実習やおむつ交換、妊婦体験など
- 問い合わせ / 市役所健康増進課 21-6981

【マタニティアクア（主催：出雲ゆうプラザ）】

- 対象 / 妊娠16週を越えた妊婦 ※医師の許可が必要
- 内容 / メディカルチェック、水中歩行&アクアビクス
- 問い合わせ / 出雲ゆうプラザ 30-0707

【両親学級（主催：島根県看護協会）】

- 対象 / 妊娠中期以降の妊婦とその家族
- 内容 / ビデオ「すばらしいお産」、妊婦体操等
- 問い合わせ / 島根県看護協会 0852-25-0330

新制度で利用できる教育・保育の場



保育所

0～5歳

●利用時間：朝～夕

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって養護と教育を行う施設

幼稚園

3～5歳

●利用時間：朝～昼すぎ

※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行う施設もあります。

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設



・・・いきいきこどもプランの計画値・・・

【平成 26 年度】

【平成 31 年度】

	入所児童数	⇒	利用見込み数	利用できる施設の定員
教育の場 幼稚園 認定こども園	1,671人	⇒	1,572人	2,445人
保育の場 保育所 認定こども園	6,000人	⇒	5,525人	5,683人

→ 保育所・認定こども園の一覧はこちら



→ 幼稚園の一覧はこちら



認定こども園

0～5歳

●利用時間：

①朝～昼すぎ

(3～5歳 幼稚園利用)

※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行う施設もあります。

②朝～夕

(0～5歳 保育所利用)

※保育が必要な場合のみ

保護者の働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設

※実際に受け入れている年齢は、各施設で異なります。

施設の利用には、「認定」が必要です

新制度では、保育所や幼稚園、認定こども園を利用する際に、認定を受けていただく必要があります。認定には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定までの3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わりますので、ご確認ください。

利用したい施設と認定区分の関係

まずは利用したい施設を選びましょう。さらにお子さんの年齢を選ぶと、どの認定区分になるかわかります。

認定区分	利用したい施設	保育所	幼稚園	認定こども園	
				(幼稚園利用) 利用時間 朝～昼すぎ	(保育所利用) 利用時間 朝～夕
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定		☆	☆	
	保育認定 2号認定	☆			☆
満3歳未満	保育認定 3号認定	☆			☆

「2号・3号認定」を受けるには

→ 保育を必要とする理由（以下のいずれか）が必要です。

- 就労（月 48 時間以上）
- 産前産後
- 保護者の疾病・負傷・障がい
- 親族の介護・看護
- 求職活動（入所後 90 日以内に就労することが必要）
- 就学・職業訓練
- 育休期間中の特例適用 など



保育時間の留意点 ※2つの区分があります

2号・3号認定を受けて、保育所や認定こども園を利用する場合、利用時間は保育を必要とする理由や保護者の状況によって「保育標準時間(1日最大11時間)」と「保育短時間(1日最大8時間)」の2つに区分されます。どちらに認定されるかで、利用できる時間と保育料が異なります。

例えば

保育標準時間	(延長保育)	最大 11 時間 (利用可能な時間帯)	(延長保育)
保育短時間	(延長保育)	最大 8 時間 (利用可能な時間帯)	(延長保育)

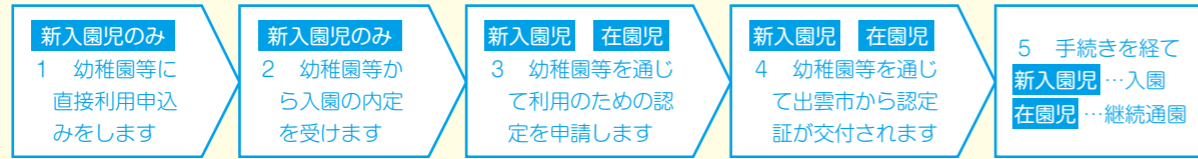
保育を必要とする理由が就労の場合、基本的に、

- 月 120 時間以上の就労で「保育標準時間」
- 月 48 時間以上 120 時間未満の就労で「保育短時間」 になります。

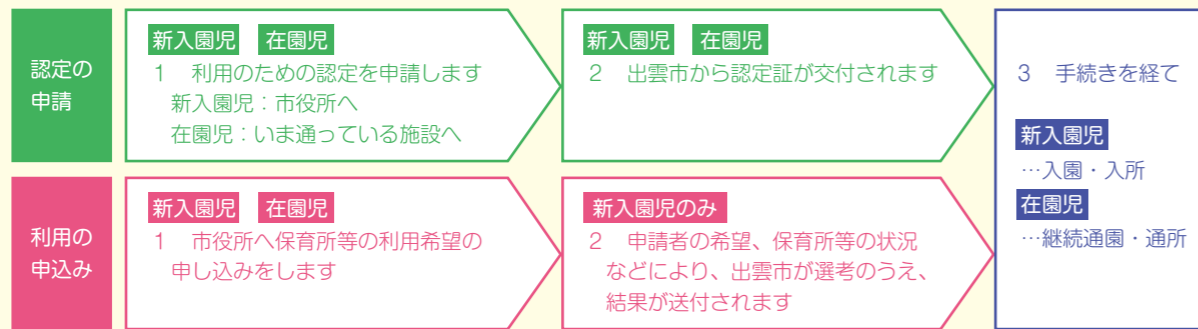
施設利用の流れ

施設を利用する際は、次のような手続きが必要です。

幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）を利用する場合 1号認定



保育所・認定こども園（保育所利用）を利用する場合 2号認定・3号認定



～もっと知りたい！新制度～

Q 住所や家庭の状況が変わった場合は、どのような手続きをしたら良いですか？

A 保護者や居住地、連絡先などが変わった場合は、市役所保育幼稚園課・各支所へ変更を届け出てください。

Q 認定こども園に1号認定（幼稚園利用）で入園しますが、仕事を始めるため、途中から2号認定（保育所利用）に変えることはできますか？

A 1号認定から2号認定への認定内容の変更と、施設への利用申込みを市役所保育幼稚園課・各支所で行っていただきます。保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることが認定こども園のメリットの一つですが、新規の利用希望のお子さんを含めて2号・3号認定のおさんは市役所で利用調整します。そのため、すでに定員超過の場合等、希望人数が施設の受入能力を上回り、希望者全員の保育利用が困難である場合には、2号認定への変更が難しい場合もあります。

保育料

出雲市では、国が定める保育料の基準に対して、保育料を低く設定しています。

→ 幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）の保育料表はこちら



→ 認可保育所・認定こども園（保育所利用）の保育料表はこちら



多子世帯の保育料軽減

* 国の軽減制度

〈幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）〉

幼稚園年少から小学校3年生までの子どものうち、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

〈保育所・認定こども園（保育所利用）〉 ※一時保育や認可外保育所の利用は除く

小学校就学前で保育所等に在籍している子どものうち、最年長の子どもから順に2人目は保育料の半額、3人目以降は無料となります。

* 出雲市独自の軽減制度

〈幼稚園・保育所・認定こども園〉 ※一時保育の利用は除く

保護者等が育てている18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の子どもの保育料は半額、市町村民税非課税世帯は無料となります。

→ 多子世帯保育料軽減（幼稚園利用）の詳細はこちら



→ 多子世帯保育料軽減（保育所利用）の詳細はこちら

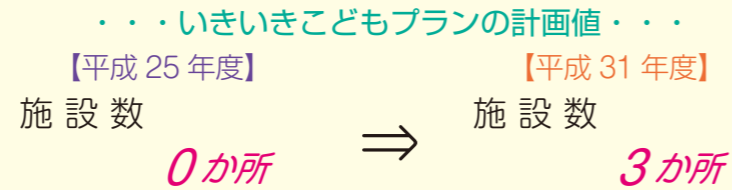


小学校就学前の子育てサポート

保育所・幼稚園・認定こども園に入っているお子さんだけでなく、全ての家庭の小学校就学前のお子さんの子育てをサポートします。

利用者支援

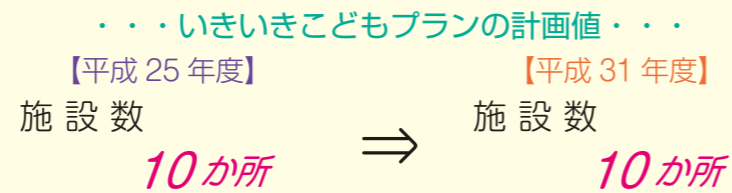
子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要なサービスを選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを子育て支援センター等で実施します。



子育て支援センター

小学校就学前のお子さんと保護者が気軽に交流できるふれあいの場を提供しています。子育て支援情報を提供するほか、育児に関するさまざまな相談に応じ、各種講座なども開催しています。

→ 子育て支援センターの一覧はこちら



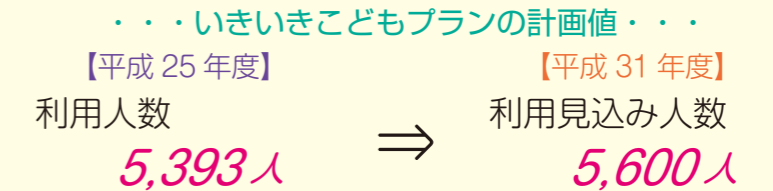
ファミリー・サポート・センター ※小学生のお子さんも利用できます

お子さんの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する方（おねがい会員）が仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、援助を行うことを希望する方（まかせて会員）がサポートする会員どうしの相互援助活動です。

→ ファミリー・サポート・センターの詳細はこちら



対象児童	出雲市在住または出雲市内にお勤めの方のお子さん (0歳から小学6年生まで)
利用料	平日基本時間(7時~19時) 300円/30分 早朝・夜間・土曜日・日曜日・祝日、病児: 400円/30分 ※交通費・食費は実費負担
利用方法	登録手続き後、利用申込みします。



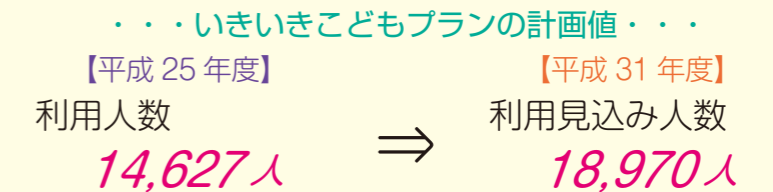
一時保育(一時預かり) ※幼稚園で実施するものを除きます

保護者のパート就労や病気等により家庭での保育が一時的にできない場合に、保育所等においてお子さんを一時的に預かります。

→ 一時保育の詳細はこちら(出雲市ママフレ)



対象児童	出雲市在住の0歳から就学前までのお子さん
保育時間	実施施設が定めた通常保育時間の中で、保育が必要な時間
利用料	実施施設により異なります。 ※概ね1,800円/日、900円/半日
利用方法	利用希望施設に直接、利用申込みします。



病児・病後児保育 ※小学生のお子さんも利用できます

小学生までの病気や病後のお子さんを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院や保育所に付設した施設で預かります。

→ 病児・病後児保育の詳細はこちら



対象児童	出雲市在住の小学生までの児童 出雲市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校に通う児童
開設日時	月～金曜日：8時30分～17時30分／土曜日：8時30分～12時30分 ※施設によって延長利用（延長料金必要）ができます。
利用料	日額 病児保育：1,000円／病後児保育：500円 ※減免制度あり ※別途シーツ代などが必要です。
利用方法	利用希望施設に直接、利用申込みします。 ※かかりつけ医受診による「医師連絡票」が必要



・・・いきいきこどもプランの計画値・・・
 【平成 25 年度】 利用人数 2,364人 ⇒ 【平成 31 年度】 利用見込み人数 2,900人

延長保育（時間外保育）

保育所、認定こども園（2号・3号認定）では、保護者の通勤時間等により、通常の保育時間内にお子さんの送迎ができない場合などに対応するために延長保育（時間外保育）を実施します。

→ 延長保育の詳細はこちら（出雲市ママフレ）



実施時間	※施設によって実施時間が異なります。
利用料	※施設によって利用料が異なります。

・・・いきいきこどもプランの計画値・・・
 【平成 25 年度】 利用人数 2,257人 ⇒ 【平成 31 年度】 利用見込み人数 2,300人

休日保育

保護者の仕事等により日曜・祝日の保育が困難なお子さんの休日保育を実施します。
 ※実施している施設は平成 27 年 4 月時点で市内 9 施設です。

→ 休日保育の詳細はこちら（出雲市ママフレ）



預かり保育（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

一部の幼稚園において、早朝及び通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を実施します（実施幼稚園に在籍する園児が対象）。

→ 預かり保育の実施幼稚園等はこちら



出雲市立幼稚園預かり保育事業〔一時預かり事業（幼稚園型）〕の内容及び料金		
平日（月～金）	7:30～8:30	100円/回
	14:30～16:30	200円/回
	14:30～18:30	400円/回
夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	7:30～18:30のうち3時間以内の利用	300円/回
	7:30～18:30のうち3時間を超え5時間以内の利用	500円/回
	7:30～18:30のうち5時間を超え8時間以内の利用	800円/回
	7:30～18:30のうち8時間を超える利用	1,100円/回



・・・いきいきこどもプランの計画値・・・
 【平成 25 年度】 利用人数 31,610人 ⇒ 【平成 31 年度】 利用見込み人数 109,606人

子育て短期支援事業 ※小学生・中学生のお子さんも利用できます

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由によりお子さんの養育が困難となった場合等に、市が指定する福祉施設で、一時的にお子さんを預かります。宿泊を伴う「ショートステイ」と、一定の時間お預かりする「トワイライトステイ」の2種類があります。

→ 子育て短期支援事業の実施施設等はこちら



対象児童	出雲市在住の0歳から中学生までのお子さん
実施施設	さとがた保育園（里方町）、CSいずも児童デイサービス（大社町入南）、CSいずも第2児童デイサービス（知井宮町）
利用料	8時～17時：2,000円、17時～22時：2,500円、 22時～翌日8時：6,000円 ※減免制度があります。 ※食費やおむつ代等の負担があります。
利用方法	事前に市役所子ども政策課へ相談ください。



・・・いきいきこどもプランの計画値・・・
 【平成 25 年度】 利用人数 6人 ⇒ 【平成 31 年度】 利用見込み人数 50人
 ショートステイ
 【平成 25 年度】 利用人数 3人 ⇒ 【平成 31 年度】 利用見込み人数 50人
 トワイライトステイ

小学校就学後の子育てサポート

小学校就学後も、放課後児童クラブをはじめとする子育てサービスを実施し、お子さんの子育てをサポートします。

放課後児童クラブ(学童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいないお子さん(小学生)に、遊びや生活の場を提供します。

→ 放課後児童クラブの実施施設はこちら



対象児童	出雲市在住の小学生で、主として保護者が昼間家庭にいない児童
開設日時	月～金曜日：放課後～18時(原則) / 土曜日・学校休業日：8時～18時 ※土曜日の開設はクラブによって異なります。
休所日	日曜日、祝日、8月13日～16日、 年末年始(12月29日～翌年1月3日)、その他
利用料	月額7,000円(※減免制度あり) / 別途おやつ代・教材費など
利用方法	希望の施設に直接、利用申込み ※夏休みだけの利用はできません

・・・いきいきこどもプランの計画値・・・

【平成26年度】

【平成31年度】



1～3年生

利用人数

1,538人

利用見込み人数

1,548人

4～6年生

利用人数

121人

利用見込み人数

506人

放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校やコミュニティセンターで学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する教室です。保護者の仕事の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

※利用は無料ですが、原材料等の負担があります。



ファミリー・サポート・センター ※就学前のお子さんも利用できます

お子さんの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する方(おねがい会員)が仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、援助を行うことを希望する方(まかせて会員)がサポートする会員どうしの相互援助活動です。

→ ファミリー・サポート・センターの詳細はこちら



対象児童	出雲市在住または出雲市内にお勤めの方のお子さん (0歳から小学6年生まで)
利用料	平日基本時間(7時～19時)300円/30分 早朝・夜間・土曜日・日曜日・祝日、病児：400円/30分 ※交通費・食費は実費負担
利用方法	登録手続き後、利用申込みします。

病児・病後児保育 ※就学前のお子さんも利用できます

小学生までの病気や病後のお子さんを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院や保育所に付設した施設で預かります。

→ 病児・病後児保育の詳細はこちら



対象児童	出雲市在住の小学生までの児童 出雲市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校に通う児童
開設日時	月～金曜日：8時30分～17時30分 / 土曜日：8時30分～12時30分 ※施設によって延長利用(延長料金必要)ができます。
利用料	日額 病児保育：1,000円 / 病後児保育：500円 ※減免制度あり ※別途シーツ代などが必要です。
利用方法	利用希望施設に直接、利用申込みします。 ※かかりつけ医受診による「医師連絡票」が必要



子育て短期支援事業 ※就学前のお子さんも利用できます

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由によりお子さんの養育が困難となった場合等に、市が指定する福祉施設で、一時的にお子さんを預かります。宿泊を伴う「ショートステイ」と、一定の時間お預かりする「トワイライトステイ」の2種類があります。

→ 子育て短期支援事業の実施施設等はこちら



対象児童	出雲市在住の0歳から中学生までのお子さん
実施施設	さとうがた保育園(里方町)、CSいずも児童デイサービス(大社町入南)、 CSいずも第2児童デイサービス(知井宮町)
利用料	8時～17時：2,000円、17時～22時：2,500円、 22時～翌日8時：6,000円 ※減免制度があります。 ※食費やおむつ代等の負担があります。
利用方法	事前に市役所子ども政策課へ相談ください。

その他の子育て支援

これまで紹介したほかにも、さまざまな子育て支援を実施しています。それらの一部をご紹介します。

乳幼児等医療費助成

小学校就学前までのお子さんの医療費を助成しています。

→ [乳幼児等医療費助成の詳細はこちら](#)



対象児童	出雲市内に住む0歳から小学校就学前のお子さん
助成内容	通院、入院、薬局等での本人負担を無料化しています ※健康保険適用のみ ※健康保険適用外や食事療養費などは対象外
利用方法	申請により、受給者証を交付します。 医療機関で健康保険証と受給者証を提示してください。 ※島根大学医学部附属病院、県外医療機関等で一部負担をされた場合は、領収書等を市役所へ提出ください。一部負担された医療費を助成します。

児童手当

お子さんの健やかな成長を支援するための手当です。

支給を受けるためには申請が必要です。

→ [児童手当の詳細はこちら](#)



対象児童	0歳から中学校修了（15歳到達後の最初の3月31日）まで。支給要件と所得制限があります。
支給額	所得制限内 0歳～3歳未満：一律15,000円/月 3歳～小学生：第1・2子10,000円/月 第3子以降15,000円/月 中学生：一律10,000円/月 所得制限以上 0歳～中学生：一律5,000円/月 ※原則、2月・6月・10月の10日に前の月までの4か月分を支給します。
申請方法	お子さんの出生、出雲市への転入などの場合、出生の日等の翌日から15日以内に申請してください。 受給者の方は毎年6月に現況届を提出いただく必要があります。 ※公務員の方は、職場から支給されます。



児童扶養手当

ひとり親家庭等に支給される手当です。

※所得によって手当額が決まります。

→ [児童扶養手当の詳細はこちら](#)



主な相談先

■ 出雲市役所

相談内容：児童手当・児童扶養手当の手続き、ひとり親家庭・児童虐待の相談など

→ 子ども政策課（21-6604）

保育所・幼稚園・認定こども園への入園（入所）

→ 保育幼稚園課（21-6964）

妊娠中や乳幼児の健康に関する相談（発育・育児・離乳食等）や育児不安など

→ 健康増進課（21-6981）

相談時間：月～金 8：30～17：15 ※祝日・年末年始除く

■ 出雲児童相談所

相談内容：子どもの発達や発育、性格やしつけ、養育、児童虐待、女性相談など

電話：児童相談／21-0007

女性相談／21-8789

相談時間：月～金 8：30～17：15（女性相談受付は17：00まで） ※祝日・年末年始除く

■ 出雲保健所

相談内容：家庭全般の保健、健康づくり、医療給付制度など

電話：21-1190（代表）

相談時間：月～金 8：30～17：00 ※祝日・年末年始除く

■ 子どもと家庭電話相談室

相談内容：勉強・友だち・学校・育児・しつけ・非行など、子ども自身の悩み、子どもをもつ親の悩みなど

電話：0120-258-641

相談時間：毎日 9：00～21：30 ※祝日・年末年始除く

設置者：島根県

■ 女性相談ダイヤル

相談内容：夫・パートナーからの暴力や家庭内の不和、近所や職場の人間関係の悩みなど

■ 島根県女性相談センター（松江）

電話：0852-25-8071

相談時間：月～金 8：30～17：00 ※祝日・年末年始除く 電話相談のみ土・日対応

■ 島根県女性相談センター西部分室（大田）

電話：0854-84-5661

相談時間：月～金 8：30～17：00 ※祝日・年末年始除く

■ 出雲市女性相談センター

電話：22-2085

相談時間：月～金 8：30～17：00 ※祝日・年末年始除く

子育てマップ

【市役所本庁・支所】

1	出雲市役所 本 庁	出雲市今市町 70 番地	0853-21-2211 (代)
2	平 田 支 所	出雲市平田町 951-1	0853-63-3111 (代)
3	佐 田 支 所	出雲市佐田町反辺 1747-6	0853-84-0111
4	多 伎 支 所	出雲市多伎町小田 74-1	0853-86-3111
5	湖 陵 支 所	出雲市湖陵町二部 1320	0853-43-1212
6	大 社 支 所	出雲市大社町杵築南 1395	0853-53-4444
7	斐 川 支 所	出雲市斐川町荘原 2172	0853-73-9000 (代)

【出雲児童相談所・出雲保健所】

8	出 雲 児 童 相 談 所	出雲市小山町 70	0853-21-0007 (代)
9	出 雲 保 健 所	出雲市塩冶町 223-1	0853-21-1190 (代)

【子育て支援センター】

1	いずも子育て支援センター	出雲市塩冶町 641-9	0853-21-5772
2	ひらた子育て支援センター	出雲市平田町 2112-1	0853-63-3990
3	さだ子育て支援センター	出雲市佐田町須佐 1146 (須佐保育所内)	0853-84-0125
4	たき子育て支援センター	出雲市多伎町小田 50-5 (多伎こども園内)	0853-86-2711
5	こりょう子育て支援センター	出雲市湖陵町二部 1745-2 (ハマナス保育園内)	0853-43-2621
6	たいしゃ子育て支援センター	出雲市大社町杵築南 1397-2 (大社健康福祉センター内)	0853-53-2666
7	ひかわ子育て支援センター	出雲市斐川町上庄原 1760-1 (まめなが一番館内)	0853-73-7375
8	中央保育所「れもん組」	出雲市今市町 828-2 (中央保育所)	0853-21-0597
9	駅ナカ赤ちゃんルーム	出雲市駅北町 10-3 (アトネスいずも内)	0853-21-1496
10	さんびーの広場	出雲市中野美保南 2-15 (さんびーの出雲内)	0853-24-9872

【ファミリー・サポート・センター】

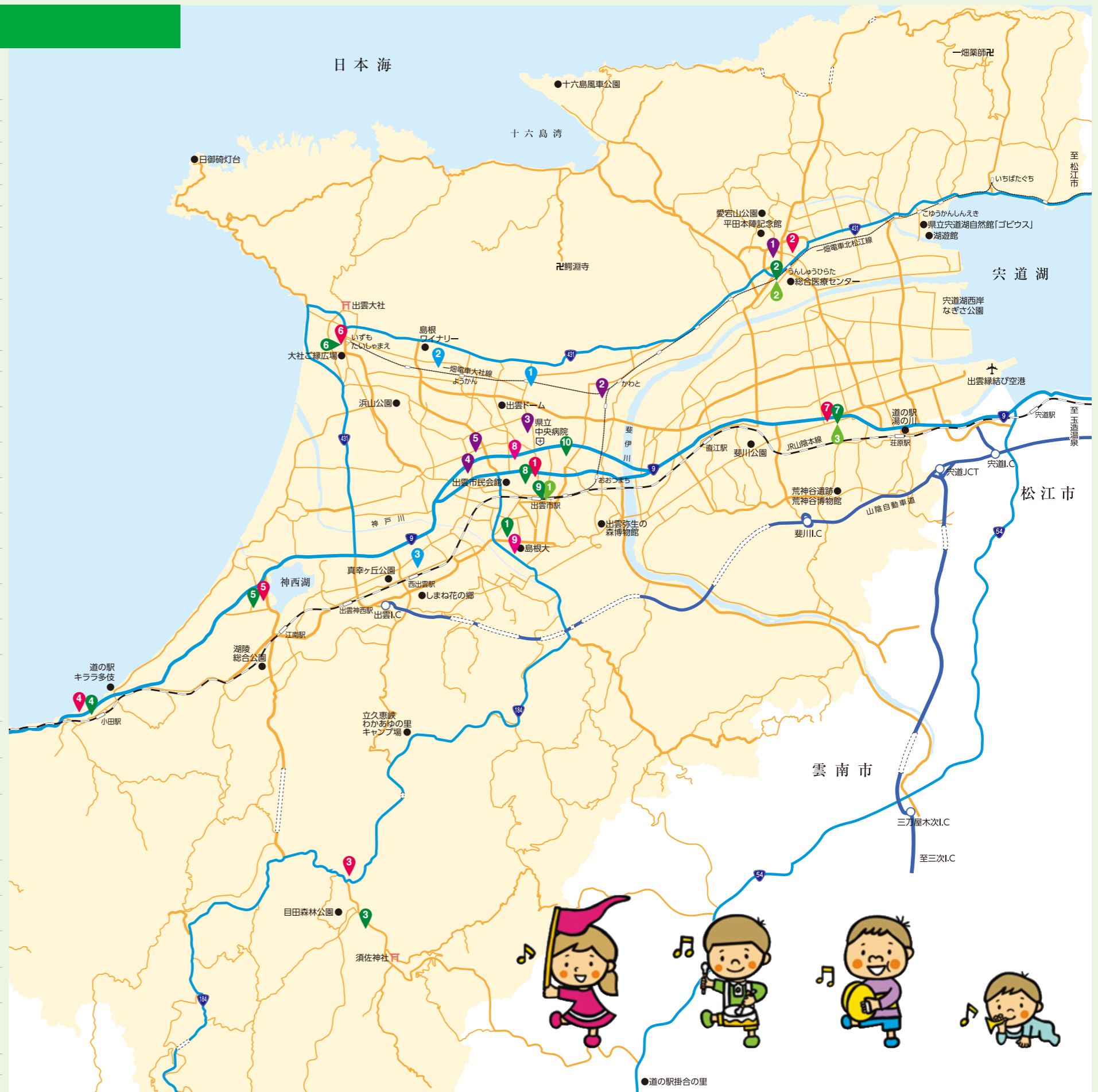
1	いずもファミリー・サポート・センター 本部	出雲市駅北町 10-3 (出雲市駅高架下アトネスいずも東隣)	0853-30-1261
2	いずもファミリー・サポート・センター 平田支部	出雲市平田町 2112-1 (ひらた子育て支援センター内)	0853-63-4466
3	いずもファミリー・サポート・センター 斐川支部	出雲市斐川町上庄原 1760-1 (まめなが一番館内)	0853-73-7375

【病児・病後児保育】

1	病 児 保 育 室 らっこ	出雲市平田町 1362-1 (伊藤産婦人科眼科医院内)	080-2902-9513
2	病 児 保 育 室 ひよこ	出雲市武志町 836-6 (わたなべこどもレディースクリニック隣)	0853-25-8104
3	病 後 児 保 育 室 いるか組	出雲市大塚町 790-1 (おおつか保育園内)	080-1909-7479
4	病 後 児 保 育 室 あすなろキッズルーム	出雲市白枝町 1337-8 (あすなろ第2保育園内)	080-2910-3521
5	病 後 児 保 育 室 まーま	出雲市天神町 111-1 (浜山あおい保育園内)	090-4574-9753

【子育て短期支援事業】

1	さ と が た 保 育 園	出雲市里方町 750-1	0853-21-4517
2	C/Sいずも児童デイサービス	出雲市大社町入南 80-1	0853-53-8066
3	C/Sいずも第2児童デイサービス	出雲市知井宮町 627-5	0853-53-8066



出雲市役所連絡先一覧

課名	係名	担当内容	電話番号
子ども政策課	子育て支援係	児童手当、乳幼児等医療費助成、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター 等	21-6963
	児童家庭係	児童扶養手当、ひとり親家庭相談、こども家庭支援相談、児童虐待等の相談 等	21-6604
保育幼稚園課	保育係	保育所・認定こども園への入所（園）、病児・病後児保育 等	21-6964
	幼稚園係	幼稚園への入園	21-6191
健康増進課	母子保健係	母と子の健康、育児相談 等	21-6981
	幼児発達支援係	乳幼児期の発達相談	21-6979
福祉推進課	福祉企画係	福祉医療 等	21-6694
	障がい者福祉係	自立支援医療、育成医療、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当 等	21-6959
	自立支援給付係	福祉サービス、補装具、日常生活用具 等	21-6961
	相談支援係	障がい児の保健福祉の相談 等	21-6905
市民活動支援課	青少年育成室	放課後児童クラブ 等	21-6297
児童生徒支援課 (教育委員会)	特別支援教育係	就学の相談、特別支援教育	21-6324
	生徒指導係	いじめ、不登校等の相談	21-6204



○このハンドブックに関するお問い合わせ先
 出雲市役所 健康福祉部 子ども政策課
 〒 693-8530 出雲市今市町 70 番地
 電話：(0853) 21-6963

発行／平成27年6月